電気需給約款【低圧】新旧対照表

改定後（2024.3.1）　※変更箇所はアンダーラインで記載	改定前
Ⅰ　総則 2024年3月1日改定 **【 1 適用　～　14　料金の算定期間　表記省略 】** 15　使用電力量の計量 使用電力量等の計量は以下のとおり行い，その結果は，各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知(需給契約が終了した場合は，原則として終了日における電力会社からの当社への通知)があった検針日の属する月の翌月にお知らせいたします。 (1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する計量器によるものといたします。 (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，別表7(使用電力量の協定)を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 **【 16　料金の算定　～　42管轄裁判所　表記省略 】** 附　則 1　本約款の実施期日 本約款は，2016年4月1日から実施いたします。 本約款は，2024年3月1日から変更し実施いたします。 別　表 １．契約種別は，次のとおりといたします。 (1) 「発電産地応援プランＡ」 **【 イ　適用範囲　～　ハ　契約電流　表記省略 】**	Ⅰ　総則 2023年1月1日改定 **【 1 適用　～　14　料金の算定期間　表記省略 】** 15　使用電力量の計量 使用電力量等の計量は以下のとおり行い，その結果は，各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知(需給契約が終了した場合は，原則として終了日における電力会社からの当社への通知)があった検針日の属する月の翌月にお知らせいたします。 (1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する計量器によるものといたします。 (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，別表5(使用電力量の協定)を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 **【 16　料金の算定　～　42管轄裁判所　表記省略 】** 附　則 1　本約款の実施期日 本約款は，2016年4月1日から実施いたします。 本約款は，2023年1月1日から変更し実施いたします。 別　表 １．契約種別は，次のとおりといたします。 (1) 「発電産地応援プランＡ」 **【 イ　適用範囲　～　ハ　契約電流　表記省略 】**

二　料金

料金は，基本料金（発電産地応援金を含む），電力量料金，別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，別表３（市場価格調整）(5)によって算定された市場価格調整額，別表 4（電力調達調整）(1)ロによって算定された電力調達調整額，別表 5（託送料金）(2) によって算定された託送料金および別表 6（容量拠出金相当額）(2) によって算定された容量拠出金相当額の合計といたします。

(イ)基本料金(発電産地応援金を含む)

基本料金(発電産地応援金を含む)は，1 月につき次のとおりといたします。 ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

東北電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
契約電流 10 アンペア	185 円 00 銭	203 円 50 銭
契約電流 15 アンペア	277 円 50 銭	305 円 25 銭
契約電流 20 アンペア	370 円 00 銭	407 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	555 円 00 銭	610 円 50 銭
契約電流 40 アンペア	740 円 00 銭	814 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	925 円 00 銭	1，017 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	1，111 円 00 銭	1，221 円 00 銭

東京電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
契約電流 10 アンペア	130 円 00 銭	143 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	195 円 00 銭	214 円 50 銭
契約電流 20 アンペア	260 円 00 銭	286 円 00 銭

二　料金

料金は，基本料金（発電産地応援金を含む），電力量料金，別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，別表３（市場価格調整）(5)によって算定された市場価格調整額および別表 4（電力調達調整）(1)ロによって算定された電力調達調整額の合計といたします。

(イ)基本料金(発電産地応援金を含む)

基本料金(発電産地応援金を含む)は，1 月につき次のとおりといたします。 ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

東北電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
契約電流 10 アンペア	300 円 00 銭	330 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	450 円 00 銭	495 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	600 円 00 銭	660 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	900 円 00 銭	990 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1，200 円 00 銭	1，320 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1，500 円 00 銭	1，650 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1，800 円 00 銭	1，980 円 00 銭

東京電力エリア，中部電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
契約電流 10 アンペア	260 円 00 銭	286 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	390 円 00 銭	429 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	520 円 00 銭	572 円 00 銭

契約電流 30 アンペア	390 円 00 銭	429 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	520 円 00 銭	572 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	650 円 00 銭	715 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	780 円 00 銭	858 円 00 銭

中部電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
契約電流 10 アンペア	145 円 00 銭	159 円 50 銭
契約電流 15 アンペア	217 円 50 銭	239 円 25 銭
契約電流 20 アンペア	290 円 00 銭	319 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	435 円 00 銭	478 円 50 銭
契約電流 40 アンペア	580 円 00 銭	638 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	725 円 00 銭	797 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	870 円 00 銭	957 円 00 銭

(ロ)電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

東北電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	8 円 79 銭	9 円 67 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	14 円 93 銭	16 円 42 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	18 円 52 銭	20 円 37 銭

契約電流 30 アンペア	780 円 00 銭	858 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1，040 円 00 銭	1，144 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1，300 円 00 銭	1，430 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1，560 円 00 銭	1，716 円 00 銭

(ロ)電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

東北電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 89 銭	18 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 03 銭	25 円 33 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 62 銭	29 円 28 銭

東京電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	11 円 27 銭	12 円 40 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 27 銭	19 円 00 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	20 円 99 銭	23 円 09 銭

中部電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	11 円 77 銭	12 円 95 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	15 円 84 銭	17 円 42 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	18 円 52 銭	20 円 37 銭

(ハ)発電産地応援金

基本料金に含まれる発電産地応援金は，1 月につき次のとおりといたします。

	税抜価格	税込価格
1 契約につき	100 円 00 銭	110 円 00 銭

(二)最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金，別表 2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 5（託送料金）(2) によって算定された託送料金の合計といたします。

東北電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
1 契約につき	206 円 00 銭	226 円 60 銭

東京電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 07 銭	19 円 88 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 07 銭	26 円 48 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 80 銭	30 円 57 銭

中部電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 13 銭	21 円 04 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 19 銭	25 円 51 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 87 銭	28 円 46 銭

(ハ)発電産地応援金

基本料金に含まれる発電産地応援金は，1 月につき次のとおりといたします。

	税抜価格	税込価格
1 契約につき	100 円 00 銭	110 円 00 銭

(二)最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および別表 2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

東北電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
1 契約につき	238 円 00 銭	261 円 80 銭

東京電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
1契約につき	209円70銭	230円67銭

中部電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
1契約につき	195円00銭	214円50銭

(2) 「発電産地応援プランC」

【 イ　適用範囲　～　二　契約容量　表記省略 】

ホ　料金

料金は，基本料金（発電産地応援金を含む），電力量料金，別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，別表3（市場価格調整）(5)によって算定された市場価格調整額，別表4（電力調達調整）(1)ロによって算定された電力調達調整額，別表5（託送料金）(2) によって算定された託送料金および別表6（容量拠出金相当額）(2) によって算定された容量拠出金相当額の合計といたします。

(イ)基本料金(発電産地応援金を含む)

基本料金(発電産地応援金を含む)は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

東北電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
契約容量1キロボルトアンペアにつき	185円00銭	203円50銭

東京電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
契約容量1キロボルトアンペアにつき	130円00銭	143円00銭

中部電力エリアの場合

東京電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
1契約につき	214円40銭	235円84銭

中部電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
1契約につき	234円76銭	258円24銭

(2) 「発電産地応援プランC」

【 イ　適用範囲　～　二　契約容量　表記省略 】

ホ　料金

料金は，基本料金（発電産地応援金を含む），電力量料金，別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，別表3（市場価格調整）(5)によって算定された市場価格調整額および別表4（電力調達調整）(1)ロによって算定された電力調達調整額の合計といたします。

(イ)基本料金(発電産地応援金を含む)

基本料金(発電産地応援金を含む)は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

東北電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
契約容量1キロボルトアンペアにつき	300円00銭	330円00銭

東京電力エリア，中部電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260円00銭	286円00銭

	税抜価格	税込価格
契約容量1キロボルトアンペアにつき	145円00銭	159円50銭

(ロ)電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

東北電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	8円79銭	9円67銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	14円93銭	16円42銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	18円52銭	20円37銭

東京電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	11円27銭	12円40銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	17円27銭	19円00銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	20円99銭	23円09銭

中部電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	11円77銭	12円95銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	15円84銭	17円42銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	18円52銭	20円37銭

(ハ)発電産地応援金

(ロ)電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

東北電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円89銭	18円58銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	23円03銭	25円33銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円62銭	29円28銭

東京電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円07銭	19円88銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	24円07銭	26円48銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円80銭	30円57銭

中部電力エリアの場合

	税抜価格	税込価格
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円13銭	21円04銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	23円19銭	25円51銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円87銭	28円46銭

(ハ)発電産地応援金

基本料金に含まれる発電産地応援金は，1月につき次のとおりといたします。

	税抜価格	税込価格
1契約につき	100円00銭	110円00銭

【 2.再生可能エネルギー発電促進賦課金　表記省略 】

3. 市場価格調整

(1) 平均市場単価の算定

平均市場単価は，一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）が公表するスポット取引（「JEPX取引規程第3条第1項」に定める翌日取引をいいます。）におけるエリアプライスの月間平均値をもとに、平均市場単価算定期間の3ヶ月間の平均値を供給エリアごとに算定いたします。なお，平均市場単価は，消費税相当額を含まない価格です。また，平均市場単価の単位は1銭とし，その端数は小数点以下第1位を四捨五入いたします。

(2) エリアプライスの適用

供給エリアに応じて適用するエリアプライスは，JEPX が公表する値とし，次のとおりといたします。

供給エリア	適用するエリアプライスの名称
東北電力エリア	エリアプライス東北
東京電力エリア	エリアプライス東京
中部電力エリア	エリアプライス中部

(3) 市場価格調整単価

供給エリアに応じた1キロワット時当たりの基準上限市場単価及び基準下限市場単価は次のとおりといたします。

基本料金に含まれる発電産地応援金は，1月につき次のとおりといたします。

	税抜価格	税込価格
1契約につき	100円00銭	110円00銭

【 2.再生可能エネルギー発電促進賦課金　表記省略 】

3. 市場価格調整

(1) 平均市場単価の算定

平均市場単価は，一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）が公表するスポット取引（「JEPX取引規程第3条第1項」に定める翌日取引をいいます。）におけるエリアプライスの月間平均値を供給エリアごとに算定いたします。なお，平均市場単価は，消費税相当額を含まない価格です。また，平均市場単価の単位は1銭とし，その端数は小数点以下第1位を四捨五入いたします。

(2) エリアプライスの適用

供給エリアに応じて適用するエリアプライスは，JEPX が公表する値とし，次のとおりといたします。

供給エリア	適用するエリアプライスの名称
東北電力エリア	エリアプライス東北
東京電力エリア	エリアプライス東京
中部電力エリア	エリアプライス中部

(3) 市場価格調整単価

供給エリアに応じた1キロワット時当たりの基準上限市場単価及び基準下限市場単価は次のとおりといたします。

供給エリア	基準上限市場単価	基準下限市場単価
東北電力エリア	17 円 00 銭	11 円 00 銭
東京電力エリア	17 円 00 銭	11 円 00 銭
中部電力エリア	17 円 00 銭	11 円 00 銭

市場価格調整単価は，供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの平均市場単価にもとづき，次のとおりといたします。

なお，供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格が基準下限市場単価以上となり，かつ，基準上限市場単価以下となる場合の市場価格調整単価は，零円といたします。

また，次の算式における消費税率とは，消費税および地方消費税に係る税率をいいます。

市場価格調整単価の単位は 1 銭とし，その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ　1 キロワット時当たりの平均市場単価が基準下限市場単価未満となる場合，次の算式によって算定された値といたします。

市場価格調整単価＝(供給エリアに応じた平均市場単価－基準下限市場単価)
×(1＋ 消費税率)

ロ　1 キロワット時当たりの平均市場価格が基準上限市場単価を超える場合，次の算式によって算定された値といたします。

市場価格調整単価＝(供給エリアに応じた平均市場単価－基準上限市場単価)
×(1＋ 消費税率)

(4) 市場価格調整単価の適用

平均市場単価算定期間の（3）によって算定された市場価格調整単価は，対応する市場価格調整単価適用期間に使用される使用電力量に適用し，次のとおりといたします。なお，適用開始日は本約款適用開始後，最初の検針日からといたします。

供給エリア	基準上限市場単価	基準下限市場単価
東北電力エリア	17 円 00 銭	11 円 00 銭
東京電力エリア	17 円 00 銭	11 円 00 銭
中部電力エリア	17 円 00 銭	11 円 00 銭

市場価格調整単価は，供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの平均市場単価にもとづき，次のとおりといたします。

なお，供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格が基準下限市場単価以上となり，かつ，基準上限市場単価以下となる場合の市場価格調整単価は，零円といたします。

また，次の算式における消費税率とは，消費税および地方消費税に係る税率をいいます。

市場価格調整単価の単位は 1 銭とし，その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ　1 キロワット時当たりの平均市場単価が基準下限市場単価未満となる場合，次の算式によって算定された値といたします。

市場価格調整単価＝(供給エリアに応じた平均市場単価－基準下限市場単価)
×(1＋ 消費税率)

ロ　1 キロワット時当たりの平均市場価格が基準上限市場単価を超える場合，次の算式によって算定された値といたします。

市場価格調整単価＝(供給エリアに応じた平均市場単価－基準上限市場単価)
×(1＋ 消費税率)

(4) 市場価格調整単価の適用

平均市場単価算定期間の（3）によって算定された市場価格調整単価は，対応する市場価格調整単価適用期間に使用される使用電力量に適用し，次のとおりといたします。なお，適用開始日は本約款適用開始後，最初の検針日からといたします。

平均市場単価算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日 の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日 の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間

平均市場単価算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から1月31日までの期間	その年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，2月29日までの期間）	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から11月30日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の

(5) 市場価格調整額

市場価格調整額は，その1 月の使用電力量に(3)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(6) 市場価格調整単価のお知らせ

当社は，当社が適当と判断した方法により，市場価格調整単価をお客さまにお知らせいたします。

4. 電力調達調整

(1) 電力調達調整額

イ　電力調達調整単価

	税抜価格	税込価格
1キロワット時につき	4円00銭	4円40銭

ロ　電力調達調整額

従量電灯の場合

電力調達調整額は，その1月の使用電力量にイの電力調達調整単価を適用して算定いたします。

(2) 電力調達調整額の適用開始日　を全文削除

5. 託送料金

(1) 託送料金単価

託送料金単価は各エリアの一般送配電事業者が託送供給等約款で定める接続送電サービス料金の基本料金および電力量料金単価といたします。

イ　託送基本料金

託送基本料金は，契約電流および契約容量による単価といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の託送基本料金は，半額といたします。

	前日までの期間

(5) 市場価格調整額

市場価格調整額は，その1 月の使用電力量に(3)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(6) 市場価格調整単価のお知らせ

当社は，当社が適当と判断した方法により，市場価格調整単価をお客さまにお知らせいたします。

4. 電力調達調整

(1) 電力調達調整額

イ　電力調達調整単価

	税抜価格	税込価格
1キロワット時につき	4円00銭	4円40銭

ロ　電力調達調整額

従量電灯の場合

電力調達調整額は，その1月の使用電力量にイの電力調達調整単価を適用して算定いたします。

(2) 電力調達調整額の適用開始日

2022年7月17日より当社がお客さま毎に指定する適用開始日より開始いたします。

ロ　託送電力量料金

託送電力量料金は，１kWh に対する単価といたします。

(2) 託送料金

託送料金は，(1) イ 託送基本料金およびその１月の使用電力量に (1) ロ 託送電力量料金を適用し算定された料金の合算といたします。なお，託送料金の単位は１銭とし，その端数は小数点以下第１位を四捨五入いたします。また，託送料金には法律で定められた賠償負担金相当額，廃炉円滑化負担金相当額，および電源開発促進税を含んでおります。

(3) 託送料金の適用開始日

2024 年 4 月 1 日から開始いたします。

(4) 託送料金単価のお知らせ

当社は，当社が適当と判断した方法により，託送料金単価をお客さまにお知らせいたします。

6. 容量拠出金相当額

(1) 容量拠出金単価

電力広域的運営推進機関より通知された容量市場における供給力の確保に係る拠出金の当社負担金額を，当社需要家への計画供給量（kWh）から 1kWh あたりの単価を算定いたします。なお，当社負担金額は年度ごとに変わることから容量拠出金単価は毎年算定いたします。また，計画供給量と実供給量の差異により発生した当社負担金額と容量拠出金相当額との差額については翌年度の容量拠出金単価にて調整いたします。

容量拠出金単価（1kWh）＝ 容量拠出金当社負担額 ÷ 当社需要家への計画供給量（kWh）

(2) 容量拠出金相当額 容量拠出金相当額は，その１月の使用電力量に(1)によって算定された容量拠出金単価を適用して算定いたします。なお，容量拠出金の単位は１銭とし，その端数は小数点以下第１位を四捨五入いたします。 (3) 容量拠出金単価のお知らせ 当社は，当社が適当と判断した方法により，容量拠出金単価をお客さまにお知らせいたします。 **【以降、項番繰り上げ】** 7. 使用電力量の協定**【条文　表記省略】** 8. 日割計算の基本算式**【条文　表記省略】** 9. 口座振替割引**【条文　表記省略】** 10. 当社の取次業者 生活協同組合パルシステム東京 生活協同組合パルシステム神奈川 生活協同組合パルシステム千葉 生活協同組合パルシステム埼玉 生活協同組合パルシステム茨城 栃木 生活協同組合パルシステム山梨 長野 生活協同組合パルシステム群馬 生活協同組合パルシステム福島 生活協同組合パルシステム静岡 生活協同組合パルシステム新潟ときめき 生活協同組合あいコープみやぎ	5. 使用電力量の協定**【条文　表記省略】** 6. 日割計算の基本算式**【条文　表記省略】** 7. 口座振替割引**【条文　表記省略】** 8. 当社の取次業者 生活協同組合パルシステム東京 生活協同組合パルシステム神奈川 生活協同組合パルシステム千葉 生活協同組合パルシステム埼玉 生活協同組合パルシステム茨城 栃木 生活協同組合パルシステム山梨長野 生活協同組合パルシステム群馬 生活協同組合パルシステム福島 生活協同組合パルシステム静岡 生活協同組合パルシステム新潟ときめき 生活協同組合あいコープみやぎ